



産業廃棄物処理計画書

2024年6月21日

和歌山県知事 殿

提出者  
 住 所 和歌山県御坊市塩屋町南塩屋字富島1-3  
 氏 名 関西電力株式会社 御坊発電所  
 所長 萬木 勝敏  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 0738(23)2811

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	関西電力株式会社 御坊発電所
事業場の所在地	和歌山県御坊市塩屋町南塩屋字富島1-3
計画期間	2024年4月1日 ~ 2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	33 電気業
② 事業の規模	347,757MWh (2023年度 発電電力量実績)
③ 従業員数	89名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1, 2のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

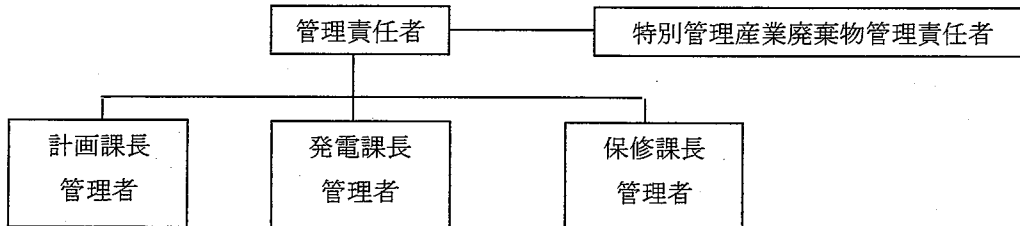
(管理体制図)

管理責任者：計画課長 矢部 隆三

特別管理産業廃棄物管理責任者(PCBを除く)：計画課長 矢部 隆三

特別管理産業廃棄物管理責任者(PCBに限る)：火力事業本部 発電グループ

マネジャー 佐藤 昌之



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙-3のとおり	—
	排出量	7,999 t	t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の発生量は、発電所の稼働状況ならびに定期点検工事等の工事範囲等により左右されるが、可能な範囲での保温材等の再利用等による排出量の抑制に努めた。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙-4のとおり	—
	排出量	811 t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取り組みを継続する		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 保温層、廃プラ類、廃ウエス、ガラス屑、金属屑、廃石綿の別に分別保管している。混合で排出されるものについては、置場に入れる前に適正に分別し、可能な限り削減している。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでに実施した取り組みを継続する。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(排水処理汚泥)	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	7,010 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(排水処理汚泥)	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	581 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

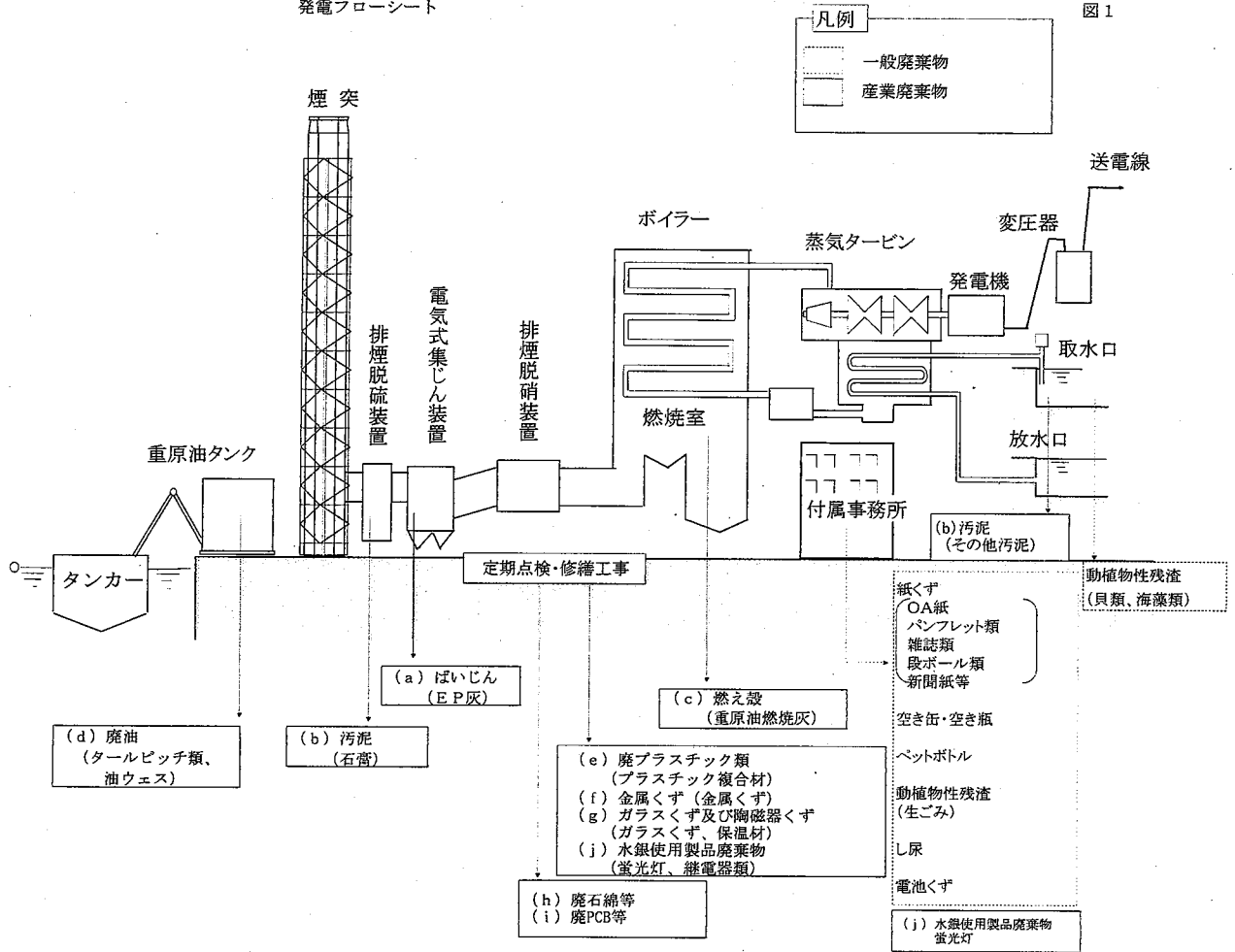
① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙-3のとおり	—
	全処理委託量	989 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	785 t	t
	再生利用業者への処理委託量	989 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙-4のとおり	—
	全処理委託量	230 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	74 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	230 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

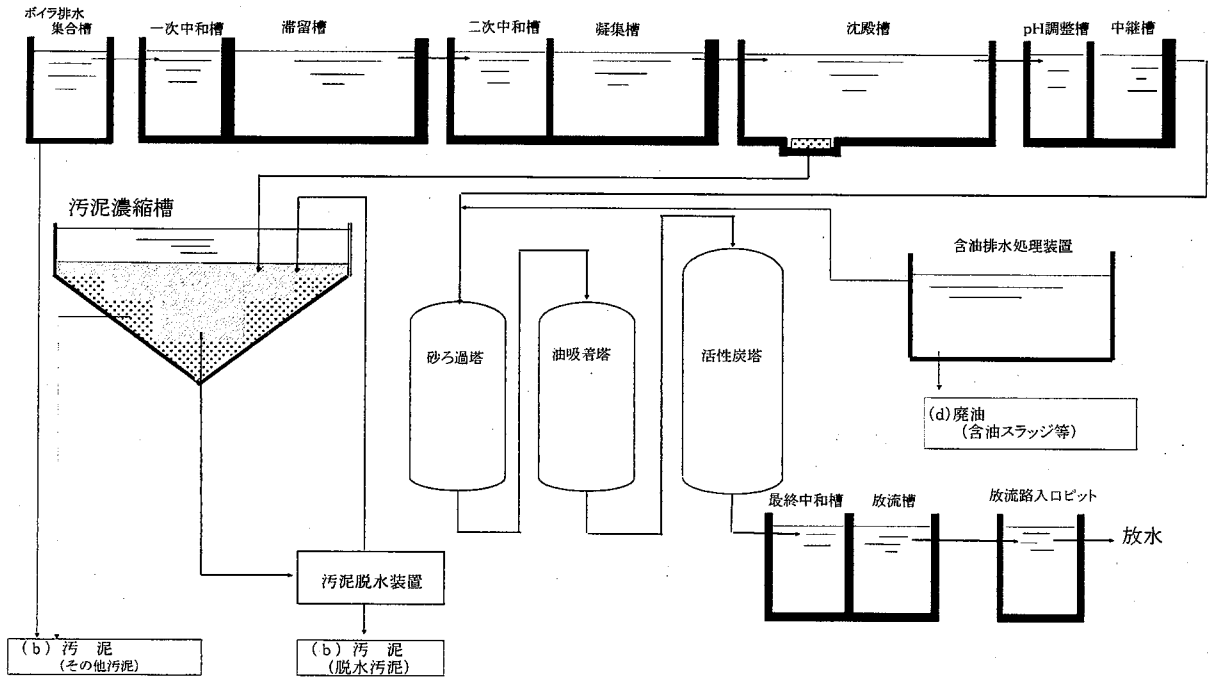
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

発電フローシート

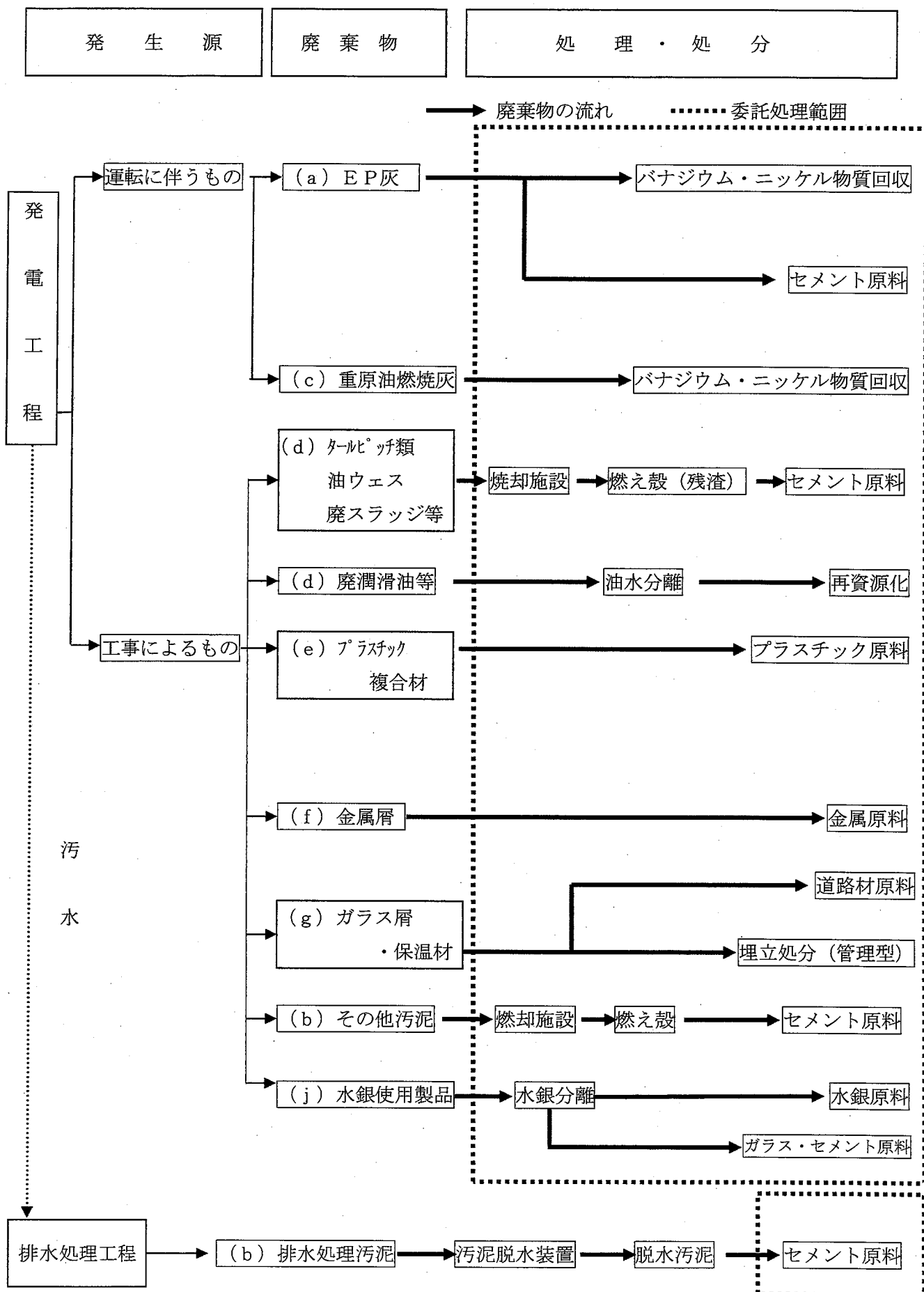


一般排水処理フローシート

図 2



廃棄物処理フロー図（現状）





2023年度 産業廃棄物処理実績

産業廃棄物の処理又は処分量		産業廃棄物処理実績													
産業廃棄物の種類	産業廃棄物の発生量の目標	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
		産業廃棄物排出量	自ら直接再生利した量	自ら直接処理処分又は海洋処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残存量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後再生利した量	自ら中間処理した後自ら処理又は海洋処分した量	直接及び自中間処理から中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち厚生利用業者への処理委託量	⑩のうち回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
(a) ばいじん	480	89								89			89		
	2,625	7,767			7,767		7,010			757		757		757	
(b) 汚泥	5,441	65										65		65	
	165	19										19		19	
(c) 燃え殻	32	44										44		44	
	0	0										0		0	
(d) 廃油	0	3										3		3	
	1	12										12		12	
(e) 廃プラスチック	0	0.36										0.36		0.36	
(f) 金属屑	0	0										0		0	
(g) ガラス・陶磁器屑	0	0.36										0.36		0.36	
(i) 水銀	0	0										0		0	
小計	8,744	7,999		7,767	0	757	7,010			989	785	989		989	

単位 (t)

2023年度 産業廃棄物発生量及び、2024年度 産業廃棄物処理目標

産業廃棄物の処理又は処分目		産業廃棄物処理目標												
産業廃棄物発生量	産業廃棄物排出量 (①)	自ら直接再生利する量 (②)	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分する量 (③)	自ら中間処理する量 (④)	④のうち回収を行う量 (⑤)	自ら中間処理した後の残存量 (⑥)	自ら中間処理により減量する量 (⑦)	自ら中間処理した後の再生利する量 (⑧)	自ら中間処理した後再び洋投する量 (⑨)	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量 (⑩)	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量 (⑪)	⑩のうち再生利用業者への処理委託量 (⑫)	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量 (⑬)	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (⑭)
		単位 (t)												
(a) ばいじん	89						130			130		130		
	7,767			625		44	561			44	44	44		
(b) 汚泥	65									19	19	19		
	19									25		25		
(c) 燃え殻	44									1		1		
	0									0		0		
(d) 廃油	3									0		0		
	12									11	11	11		
(e) 廃プラスチック	0.36									0.00	0.00	0.00		
(f) 金属屑	0									0		0		
(g) ガラス・陶磁器屑	0.36									0.00		0.00		
小計	7,999	811		625	0	44	561			230	74	230	0	0